

「大阪府大麻取扱者免許申請に係る審査基準」の改正に対する府民意見等の募集について

【募集期間】 令和1年12月16日（月曜日）14時から 令和2年1月16日（木曜日）まで

【募集方法】 郵送、ファクシミリ、インターネット（電子申請）

【提出人数・意見数】 1名から、4件のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等と大阪府の考え方は以下のとおりです。お寄せいただいたご意見は、原則、原文のまま掲載しています。

No.	ご意見等	大阪府の考え方
1	インターネットの普及により、芸能人などの一般人でも簡単に大麻が手に入るに関する時代に突入しており、大麻の研究者を明確にするのは、良いが、期間（いつからいつまで）や再審査に関する定義があつてよいのではないか。	大麻研究者免許の有効期間は、大麻取締法の規定により免許取得日からその年の12月31日までと定められております。また、継続して免許を受けたいことを希望する場合、新たに免許を取得する場合と同様の審査を行っております。
2	大麻取扱者について、大阪府で認めた段階で、氏名等を公表できるようにした方が、闇組織に流れにくくなるのではないかと思います。	大麻取扱者の氏名については、大阪府情報公開条例第9条の規定により公表を控えております。 また、大阪府として大麻取扱者に対して定期的に立入検査等の監視指導を行っており、従来から大麻取扱者からの違法な流出がないように取り組んでおります。
3	大麻に関する条例案を拝見し、カジノが大阪に来たら、ギャンブル依存症だけでなく、大麻をはじめとする違法薬物が心配。改めて大阪にカジノを誘致すべきでないと思いました。	ご意見として承ります。 なお、いただいたご意見はギャンブル等依存症対策担当の地域保健課とカジノ担当のIR推進局推進課にお伝えします。
4	大阪都構想になった場合、府知事は大阪市のことを中心に考えることになるので、大阪府全体の大麻に関する内容について、本当に責任を負えるのか改めて疑問に感じました。都構想は大阪市だけでなく、大阪府全体の問題で、本当に機能するには、もっと仕組みが必要だと思いました。	現在大阪府知事が行っている大麻取扱者免許に関する事務は、特別区制度（いわゆる「都構想」）になった場合においても引き続き、大阪府知事の権限で担当します。 なお、いただいたご意見は、副首都推進局にもお伝えします。